

新庁舎の整備

市庁舎現在地の利活用

H29 年度

移転先検討

移転先（深沢）を決定

「公的不動産利活用
推進方針」策定

利活用を検討

利活用の方針※2を決定

R1 「整備基本構想」策定

R4 「整備基本計画」策定
(以下予定)

R6 「基本設計」

市役所移転に
必要な条例改正※1

R7 「実施設計」

5年程度

「工事」

「引越し」

「開庁」…早くても令和13(2031)年以降

R11年度
本庁舎
築60年

着工可能

R4
R5

「利活用基本構想」策定
「利活用基本計画」策定予定

(以下予定)

「基本・実施設計」

「工事」

「引越し」

「開庁」…早くても新庁舎開庁後+3年程度
(早くても令和16年前後(約10年後))

※1 「鎌倉市役所の位置を定める条例」の改正

※2 「市民サービスの提供（相談のための窓口を残す（主に現在の本庁舎の1階にある機能））・公共施設再編」方針など